



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	モネ教授の講演に対するコメント（１）
Author(s)	藤原，正則
Description	日仏シンポジウム：フランス私法および司法制度における最近の動き 第１部 フランス相続法と家族企業の承継
Citation	北大法学論集，65(6)，52-55
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58389
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no6_04.pdf



モネ教授の講演に対するコメント（一）

藤 原 正 則

一、モネ先生は、フランスでの二〇〇六年の相続法改革に関して、企業承継に焦点を合わせてお話しされた。そこで、以下では、先ず先生との対話を実りあるものにするために、日本法について報告し、その後に、いくつかの質問をさせていただきますと考える。

二、日本が、一九世紀末に民法典を制定したとき、相続には、家督相続と遺産相続があった。家督相続とは、家の財産を、原則は長男だが、戸主となった者一人が相続し、配偶者および他の血族には相続権がないが、他面で、戸主は、母親、未成年の係累の扶養義務を負うという制度だった。他方で、日本の民法典は、最初の立法作業はフランス法の翻訳から始まったように、骨格は、フランス法の影響を受けており、遺産相続は、フランス法と類似していた。例えば、共同遺言の禁止、同時存在の原則、遺産に関する契約は効力がないなどである。

さらに、第二次世界大戦後、家督相続は廃止され、配偶者、（相続分は嫡出子の半分だったが）非嫡出子にも相続権が与えられた（二〇一三年に、最高裁は、非嫡出子の相続分に関して、違憲判決を下し、法改正された）。

日本には、例えば、遺言で、用益権と用益権の負担がついた所有権（虚有権）を贈与するといった、フランスの恵与のような制度はない。その結果、第二次世界大戦後の家族法改正で事業承継、特に、農家承継に関しては、経営の細分化が問題となった。そこで、家庭裁判所の許可という要件で、ドイツ法に倣って遺留分の生前放棄の制度を導入した。さらに、遺留分減殺請求に応じるには、現物返還が原則だが、義務者は価格賠償を選択できる。ただし、農家相続に関

しては、第二次世界大戦後に小作農の解放を目指した、農地法が制定され、農業実績のない者は農地の取得はできず、農地の譲渡には、都道府県知事、又は、農業委員会の許可が必要とされたので、現実には遺産分割で、農地は農業承継者の一人に相続され、農地の細分化はされなかった。だから、問題は顕在化しなかった。

三、企業承継に関しては、日本は株式会社の割合がきわめて多い。だから、仮に、事業を構成する財産を一人に集中させなくとも、指揮権の一元化はともかく、企業の解体にはつながらない。恐らく、フランスでは人的会社、組合などが多いのではないかと想像する。日本では、個人商は例外で、多くは有限会社にはなっている。この傾向は、最近の日本での会社法の改正で、一層助長されると予測できる。

今一つ、日本の特徴は、贈与税率が高いことである。相続税に比べて、贈与税はきわめて高い。しかも、贈与税に対する税控除措置も、最近導入された、二〇年以上婚姻関係にある配偶者への贈与などの例外を除いては、きわめて少ない。だから、生前の贈与、ないしは、恵与に対して、日本法は抑圧的である。

四、中小企業の承継に関し得ては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(二〇〇八年)が最近になって制定された。

規模の小さな会社で、推定相続人の一人であり、株式の過半数を相続、遺贈、贈与で取得した後継者に、旧代表者が、株式の贈与を行った場合に、

(一) 贈与された株式を、遺留分算定の基礎財産から除外する合意(除外合意)、ないしは、贈与時の価格を遺留分の基礎財産の算定の基礎とする(固定合意)を、推定相続人は全員で合意できる。

(二) ただし、その際に、後継者が合意の対象とした株式を処分した場合、および、旧代表者の生前に後継者が経営に従事しなくなった場合の措置も決定する必要がある。

(三) さらに、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要だ、というのがその概要である。

ただし、この法律の普及、実効性に関しては、未だよく分かっていない。

五、最後に、先生の紹介された二〇〇六年の相続法改正に関して、いくつかの質問をし、日本で議論されている問題に對して、先生のコメントをいただければ幸いだと考える。

(一) 二〇〇六年の改正は、主に、事業承継を念頭においたものか。ドイツでも、二〇一〇年に遺留分を中心に相続法改正をしたが、直接の目的は企業承継ではなかった。むしろ、遺留分制度の存在意義に對する懐疑的な議論が背景となっていたと考える。ただし、遺留分の請求に応じる猶予の緩和など、企業承継を念頭においた改正もある。

(二) 死後委任を管理に限ったのも、企業の継続の援助であろう。その際に、委任は委任者（相続人）からの任意の解除が可能はずだが、解除権は制限されているのか。制限しているとすれば、その方法は。

(三) フランスでは、伝統的に、例外を除いて、継伝処分に敵対的だったはずだが、一代に限ってとはいえ、フランスでの反対論はなかったのか。さらに、継伝処分と用益権と虚有権の恵与は、機能はきわめて類似するが、従来は、前者は制限的で、後者は可能だった。その理由は、前者では、所有権から処分権が奪われるからか。

(四) 日本では、死後委任を認めた判例があり、しかも、それは少額とはいえ、死因贈与の申込みと履行を、受任者に委任したものだ。これを巡って、日本では議論があるが、反対論は、遺言の方式の潜脱だというものである。死後委任での、死因贈与の履行に對して、先生のコメントをいただければ幸いである。

今一つ、後継ぎ遺贈とよばれているのだが、特定財産（不動産）に関する継伝処分の有効性に関して、日本では、現在議論がなされている。さらに、受益者連続信託によれば、同一の目的が達成できるという考え方もある。しかし、現実に行われることはないのが、日本の現状である。

(五) 最後に、二〇〇六年の法改正によって、フランスの相続法はドイツ相続法との共通性を多く有するようになったのではないか。(ドイツ法に関して、先生に何うのもおかしな話だが)先生から、何かコメントをいただければ幸いである。日本の視角からは、やはりヨーロッパ大陸では、法制度の違いはあれ、相続慣行などを含めて共通性が多いと考えている。

モネ教授の答え、ないしは、コメントの概要

一、フランスの二〇〇六年の法改正の背景は、事業承継(だけ)ではない。特に、障害者団体などが、障害者の生活設計のための継伝処分の必要性を説き、反対できる雰囲気ではなかった。

さらに、フランスで事業承継で主に想定しているのは、小規模の個人商、人的会社である。

二、継伝処分に関しては、フランス革命の精神に反するという批判もあった。つまり、処分権の制限された財産を連続して承継するというのは、貴族の世襲財産の保全につながるからである。だから、処分権を制限された所有権に問題があるという批判だった。しかし、先述したように、障害者団体の要請で、限られた範囲では認めるということになった。

三、フランスでは、死後委任は相続財産の清算が目的だから、相続人(委任者)の解除は可能だが、その意味はない。日本の死後委任は、フランス法で予定しているものより強力なようである。フランスでは、遺産の清算のための死後委任を想定している。さらに、継続的な遺言執行のような制度を考えているわけでもない。

四、日本からみれば、ヨーロッパの各国の相続法には類似性があるかもしれないが、少なくとも、貴族の世襲財産を認めているイギリス法は異質だといえる。